

弱者に優しい消費税

～G8先進国で「均一税率で10%以上」は皆無～

衆議院「社会保障と税の一体改革特別委員会」公聴会

2012年6月13日

公認システム監査人・IFRSコンサルタント 田淵 隆明

自己紹介

○氏名：田淵 隆明

○生年月日：1966年3月25日（46歳）

○京都大学理学部・同大学院理学研究科数理解析専攻

○公認システム監査人、IFRSコンサルタント、コラムニスト
→日本システム監査人協会近畿支部
システム監査法制化研究会座長

AGENDA

※時間の関係で全てを説明することはできません。特に、§ 3の増税の前に実行するべき成長戦略等については、資料を御覧下さい。また、一部の法制度の改正提案については、改正条文案を付しましたので、併せて御覧ください。

§ 1. 今回の消費税増税法案について

§ 2. 育児支援・少子化対策に関する要修正事項

§ 3. 増税の前にやるべきことの具体例

§ 4. 消費税・VAT(付加価値税)のあるべき姿

§ 5.「弱者に優しい消費税」のシステム監査の観点からの技術的検証

§ 補足A. 現行の消費税法の問題点

§ 補足B. 景気対策・雇用対策の具体例

§ 1. 今回の消費税増税法案について

§ 1.1. 明白なる公約違反 と 荒唐無稽な増税案

今回の増税案は、明確なる公約違反です。

★2009年の衆議院総選挙では、民主党は「国民の生活が第一」を掲げ、「弱者に優しい政治」を標榜し、政権交代を実現させた。

→ 従って、**今回の法案は公約違反である。**

★2009年のマニフェストは実現困難なものも少なくなかったことは事実であり、一度に全てを実行することは困難である。しかし、**一つでも公約を実現しようと必死に取り組む姿勢が尊い**のであって、公約違反を平氣で公然と行うことは、民主主義の否定である。

→ 従って、**今回の増税法案は撤回して、解散総選挙を行うべきである。**

★日本を含むG8先進国で、「均一税率で10%以上」の国は皆無である。

→ 中間層の厚い我が国の国情を無視した**荒唐無稽な増税案**である。

※1.「増税法案が可決してから解散」では、国民を騙したことになる。

※2.「衆議院の任期中は上がらない。法案成立は公約違反に当たらない」は詭弁。

§ 2. 育児支援・少子化対策に関する要修正点

§ 2.1. 「こども園」構想の問題点(1/2)

今回の政府提案の「こども園」構想では、待機児童問題の解決にはなりません。

機関名	保育園	「認定こども園」	幼稚園	「こども園」	待機児童 (2012/03)
所管官庁	厚生労働省	都道府県が認定	文部科学省	内閣府	
幼児	5歳児(年長)	○	○	○	○
	4歳児(年長)	○	○	○	○
	3歳児(年長)	○	○	○	○
乳児	2歳児	○	△	△/×	×
	1歳児	○	△	×	×
	0歳児	○	△	×	×

出典: 厚生労働省 保育所入所待機児童数(平成23年10月)参考資料 2

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000022mcp-att/2r98520000022mh2.pdf>



「こども園」は乳児(0~2歳児)を預からないので効果が希薄。

§ 2.1. 「こども園」構想の問題点(2/2)

今回の政府提案の「こども園」構想では、待機児童問題の解決にはなりません。

★「こども園」構想では、待機児童問題の解決には程遠い。

- ➡ 乳児(0～2歳児)を預からないので効果は乏しい。
- ➡ 都市部を中心に**保育園の定員を41000人増やすべき。**
(過酷なラッシュを考えると、駅前保育が理想的)
- ➡ **これは、雇用対策にもなる。**

★これを増税の口実にされては国民は理解できない。

- ➡ 後述するように、今年4月からの「課税売上95%ルールの撤廃」により、1兆円弱の益税が解消するので、「こども園」に充てる7000億円は貯える。

※1. 食料品・おむつ等子供用品の消費税を5%据置にすることが大きな子育て支援。

※2. 乳児を扱うには、専用のトイレ設備、沐浴設備、調乳・離乳食・アレルギーに対応した給食設備などが必要。幼稚園が乳児を扱うには経験のない分野での多大な設備投資と人材確保が必要になる。

※3. いわゆる「保育に欠けない0歳～2歳」については根拠となる法律がなく、どちらの園でも収容することができない。これは制度上の欠陥である。

§ 3. 増税の前にやるべきことの具体例

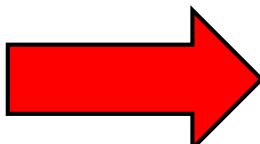
～無駄の削減の徹底と、中小企業を含めた国内産業を育成する成長戦略・雇用対策の実行～

§ 3.1. 無駄の削減・支出の見直し

2009年の選挙公約であった「無駄の削減」・「無駄の削減」は全く不十分です。

- ★特別会計の一般会計への統合は殆ど進んでいないので、**選挙公約通り実施**するべき。
- ★折角の「事業仕分け」が生かされていない。予算に反映させるべき。
- ★独立行政法人改革は殆ど進んでいないので、**選挙公約通り実施**するべき。
- ★ODAの見直しが必要(本当に増税が必要なら、そんな余裕は無いはず)。
- ★海外への基金の拠出についても見直しが必要(本当に増税が必要なら、そんな余裕は無いはず)。

- ※1.所得税の「累進構造」の見直し(最高税率40%→45%)が検討されたが、国会議員が適用除外となるような制度改正では「身を切る」ことにはならない。
- ※2.現在、議員パスは東北新幹線の「グランクラス」は除外されるが、「グリーン券」は含まれている。閣僚も含めて、「グリーン券」「ファーストクラス」は自己負担とするべき。



しかし、「無駄の削減」、「支出の見直し」だけでは不十分である。
年金資産の管理、生活保護の見直し、そして、具体的な成長戦略も必要。

§ 3.2. 年金財源の保全

金融商品取引の盛んな米国でも、年金財源の運用は元本保証型に限定されています。運用損が発生した場合に責任をとる仕組みが無いのは大問題です。

★年金財源の運用については、**元本保証**であることが必要。

★年金資金の運用については、**相場変動リスクのある金融商品への投資**はやめるべき。

★年金資金の運用については、**為替変動リスクのある金融商品への投資**はやめるべき。

★厚生年金基金の運用を行っているファンドの検査態勢の強化が必要。

※1.リゾート施設への流用は論外。

※2.韓国の国債購入が予定されているが、ウォンの相場は不安定であり、購入を中止するか、最低でも為替変動リスクの無い「円建て」とるべき。

§ 3.3. 生活保護の適正化

最近、芸能人の親族の問題のある受給が適されるなど、不適切な受給が大きな問題となっています。
本当に受給が必要な人々が受給できるためにも、制度の信頼回復のためにも、制度の見直しが急務です。

- ★「生活保護受給額が、最低賃金よりも多い」という逆転現象は**モラルハザード**の原因となっているので、給付水準を引き下げる。
- ★**現金支給から現物支給/プリペイドカード(要本人確認)方式に改め、購入用途を限定**する。(ギャンブル等には使えないようにする)
- ★**医療費・薬剤費・ライフラインの無料制度は悪用の例もあるので、一部負担を導入する。少なくとも、10%の自己負担が必要**(プリペイドカードからの引き落とし)。
- ★内縁関係の夫婦の二重受給などの不正のチェックを厳格化する。
- ★受給者の国内居住要件を厳格化する(新児童手当と同様)。

※生活保護の財源は国民の血税である。従って、増税について納税者の理解を得るために、生活保護制度の適正化が前提となる。

§ 3.4. 増税の前提となる景気回復のための具体的施策(1/3)

デフレ下の増税は税収増にはなりません。増税の前にインフレ基調を実現することが必要です。

★2012年2月14日の国債買入枠10兆円の拡大は株価の浮上に大きな効果があった。

同様の10兆円・20兆円規模の拡大を行うべき。

→GW前の5兆円は少なすぎて市場の幻滅を買ったのではないか？

★他のG8先進国に倣って、「インフレターゲット」の公式設定を行う。

→我が国の場合、年率2.5%～3%の「インフレ・ターゲット」設定が必要。

★景気の回復にはマネタリー・ベースの拡大が不可欠。我が国のみ拡大が少ない。

→円高の抑制効果もある。

★日銀法の改正し、政府主導での金融緩和を可能な状態に戻す。

(デフレが続く中で、近未来のハイパー・インフレは杞憂である。)

※1.現在、日本国の国債の金利は低水準にあり、国債は十分に消化できている。

※2.今年の税制改革で「相続時精算課税」を拡大し、親→孫を認めたことは評価できる。

直系卑属への贈与については、非課税枠を年300万円程度に拡大することも検討するべき。

§ 3.4. 増税の前提となる景気回復のための具体的施策(2/3)

デフレ下の増税は税収増にはなりません。増税の前にインフレ基調を実現することが必要です。

★安全・安心と防災の観点から、**鉄道事業者及び高速道路事業者の自己発電比率を向上させるとともに、併せて、送配電事業への参入を促進する。**

→近年新幹線開業後の並行在来線の経営が問題になっている。地方交通線は地域の絆である。沿線に風力発電・地熱発電等を設置し、その送電を行えば、その経営環境の好転に資するだけでなく、地域活性化・雇用確保、及び、地場産業の育成の観点からも有効な景気対策となる。

★NTTなど**通信会社の送配電事業への参入を促進する。**

→現在、電力会社は通信事業に参入しており、これは、その逆パターン。

→現在、固定電話網の縮小により、大量の余剰人員が発生しつつある**NTTグループの雇用対策としても有効。**

★2006年以降の「研究開発費の一括費用処理」を改め、**従前の資産計上を復活させる(主要国では我が国の特異な制度。IFRS(国際会計基準)では資産計上であり、本項目はIFRSコンバージェンスへの逆行である)。**

→**我が国の製造業の国際競争力の回復のために是非とも必要。**

→2006年以降、国産の抗がん剤の開発が遅れていることと無関係ではないのでは？

§ 3.4. 増税の前提となる景気回復のための具体的施策(3/3)

デフレ下の増税は税収増にはなりません。増税の前にインフレ基調を実現することが必要です。

★IT産業の健全育成の観点から、IT事業者の評価税度を導入する。これには建設業法に基づく業者の評価制度や2003年まで存続した「SI認定制度」などが参考になる。

このことは、高度情報処理技術者の雇用対策としても有効。

★IT産業の健全育成の観点から、製造物責任法第2条を改正して、ソフトウェアもPL法(製造物責任法)の対象とする。また「危険性」に限定されている欠陥の定義を拡大する。

★電気通信事業法第45条の運用を厳格化し、プロバイダに電気通信主任技術者(伝送交換)の設置を義務づける。このことは、**近年巧妙化し、多発しているネット犯罪の抑止の観点で有効**である。また、**有資格者の雇用対策としても有効。**

※詳細は、巻末の補足Bを参照されたい。

§ 3.5. TPPは逆効果

デフレ下の増税は税収増にはなりません。増税の前にインフレ基調を実現することが必要です。

★TPPでは景気回復の効果は薄い。農業だけでなく、医療・金融・保険も大打撃。

→特に、**治外法権条項**でもある「ISD条項」は危険性が高い。

→米韓FTAについて、米国議会は「国内法を優先する」と規定したFTA履行法により限定批准として国益を守った。(しかし、これを知っている人は少ない)

※1.TPPでは、遺伝子組換食品の表示が、「非関税障壁」としてISD条項により、覆される恐れがある。(EUの一部では、遺伝子組換食品の栽培 자체が禁止)

※2.TPPでは、我が国の出版の経営を守ってきた**再販価格維持制度**が、「非関税障壁」としてISD条項により、覆される恐れがある。

§ 4. 消費税・VAT(付加価値税)のあるべき姿

～G8先進国で「均一税率で10%以上」は皆無～

§ 4.1. 消費税・VAT(付加価値税)の歴史と趣旨

VAT(付加価値税)等の包括的間接税の歴史は古く、東ローマ帝国の「取引高税」に遡ります。現代では、20世紀のフランスから始まり、EUなどキリスト教世界を中心に世界中に普及しました。

★VAT導入の趣旨 = 直接税の補完
所得再配分及び弱者保護

※決して、「金持ち優遇」、「弱者いじめ」がその趣旨ではない。

- ➡ 現在の消費税増税問題を考えるとき、その構造的欠陥の是正が必要。
- ➡ 「税率引き上げ」の前に、「構造的欠陥の是正」が必要。
安易な税率引き上げは論外。
- ➡ 無駄の削減、景気対策等を行った後、どうしても増税が不可避な場合は、「**弱者に優しい消費税**」にする必要がある。

§ 4.2. 税制改革を議論する上で前提となる事項

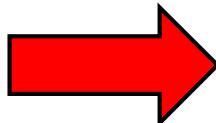
我が国は敗戦の中から立ち上がり、経済大国の地位を築きました。そして、1975年以降、サミットへの参加国としての地位を築いています。このことは、「日本円」がハードカレンシー(国際決済通貨)の地位を維持できていることと無縁ではありません。

【前提】税制改革・社会保障改革を考える際に、**絶対に維持されるべきこと。**

- ◎我が国が、(国連安全保障理事会の常任理事国も視野に入る)**G8先進国であるという国際的地位**
- ◎**G8先進国**の**経済大国**として、我々日本人が享受している**生活水準**



我が国の制度と諸外国との制度を比較する場合、**他のG8先進国との比較が有効**であり、発展途上国や準先進国との比較は根拠に乏しい。



新興国・発展途上国や、人口が1000万人に満たない国の制度を持ち込むことは、現実無視の空理空論である。

§ 4.3. 欧州におけるVAT制度の実情

マスコミ等において、「欧州では税率は15%～20%なのに、我が国の税率は低い」と繰り返し報道されたため、一部の国民の間には誤解が広まっています。

「**食料品**」・「**生活必需品**」の観点では、**我が国は決して低税率ではない。**

フランス	19.5%	ただし、 食料品は5.5%、医薬品は2.1%
イタリア	23%	ただし、 食料品は4%
イギリス	20%	ただし、 食料品・医薬品は0%、生活必需品は5%
日本	5 %	
米国	連邦レベルの消費税無し （州レベルは45州とワシントンDC）	

(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)

★欧州の高税率は、贅沢品と耐久消費財の税率。生活必需品は軽減税率/非課税。

(逆に、贅沢品に対する割増税がある国もある)

★イギリス、アイルランド、マルタ、キプロス、カナダ、メキシコ、豪州は食料品は非課税

§ 4.4. 諸外国での消費税の真の姿(1/2)

実は、他のG8先進国では、弱者配慮が行われています。

★G8先進国で、「均一税率で10%以上」の国は皆無。

(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)

★G8先進国で、逆進性対策として還付を行っている国は皆無。

- ・「還付方式」では景気減退効果の抑止が期待できない。また、**耐久消費材の購買力のある中産階級に恩恵が無い**ため、大不況を引き起こす可能性が大。
- ・「還付方式」を実施するまでのコストが大きく、税務署員が大量に必要であり、行政の肥大化に直結する。レシートの保管等が必要となり、個人の管理負担が重い。現在は韓国のみ。**カナダは廃止**。
- ・「給付付き控除」はカナダとシンガポールのみ。ただし、**カナダは複数税率併用**。

(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)

★G8先進国で、仕入税額控除の計算に、脱税防止効果のある「税額票方式」でなく「帳簿方式」を用いているのは日本だけ。

※アメリカ合衆国には、連邦レベルの消費税は無い。州税は原則多段階。カナダは連邦税は5%均一(アルコール以外の食料品は非課税)だが、州税は多段階。

(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)

§ 4.4. 諸外国での消費税の真の姿(2/2)

実は、他のG8先進国で弱者配慮が行われています。

★OECD加盟国でも「均一税率で10%」以上は、2カ国のみ

- ・韓国：10%均一 → 格差社会で非正規雇用が多い。
- ・ニュージーランド：15%均一 → 人口400万人の農業国。格差社会。

※デンマークは原則25%均一であるが、ベーシック・インカム制度があるため除外した。ただし、同制度のあるスウェーデンは標準24%であるが、非課税と12%と6%がある。

人口・経済規模・産業構成・社会制度を考えると、適切な比較対象ではない。**我が国の制度を論ずる場合は他のG8先進国と比較するべき。**



基本的に「均一税率」は発展途上国の制度であり、先進国・新興国でも極めて稀な制度。

(出典：JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)

★時折、IMFの高官が「日本は消費税を15%にすべきだ」と言ったという報道がなされるが、彼らは欧洲のVATを念頭に置いており、「均一税率で15%」とは言っていない。

§ 4.5. 弱者に優しい消費税のあるべき姿(1/2) 「複数税率」

消費税、VAT(付加価値税)等の包括的間接税の本来の趣旨は「所得再分配」・「弱者保護」であり、決して、「金持ち優遇」・「弱者いじめ」ではありません。

★包括的間接税の本来の趣旨に従い、生活必需品は軽減税率/非課税で、贅沢品は重課税とする「複数税率」が正しい。

◎非課税を維持するべきもの → 個人の住宅の家賃、医療、学校教育、身障者用物品

◎軽減税率で5%を維持するべきもの

→食料品(国民の消費の約20%)及び外食産業、医薬品、公共交通機関及び高速料金、ライフライン(電気・ガス・水道・電話など)、住宅の取得、新聞及び書籍、学用品・塾、日常消耗品、育児用品・子供用品、介護用品、灯油・ガソリン

◎非課税の維持に疑問が残るもの →土地の売買、有価証券(株式・社債)の売買
(※相続税法における小規模宅地の特例に該当する面積以下の土地は除く)

◎標準税率よりも割増重課税するべきもの

→・鉄道のグリーン/グラン・クラス車及び個室

・航空機のファースト・クラス

・宝石、毛皮、高級時計、高級外車、書画・骨董・美術品

弱者保護

所得再分配

23

§ 4.5. 弱者に優しい消費税のあるべき姿(2/2) 「税額票方式」への移行

本来の趣旨に従えば、仕入税額控除は「帳簿方式」から「税額票方式(請求書方式)」に移行するべきです。

★「税額票方式(請求書方式,Window方式)」の長所

- ◎課税の透明性が実現できる
- ◎法人税等の脱税抑止効果が大きい
- ◎複数税率運用の容易性
- ◎会計上の「未払消費税」と、税務上の「納税額」が一致し、納税額がリアルタイムに把握できる。
- ◎**転嫁の確実性** → 中小企業が力関係で”被らされる”ケースが減少する
「転嫁カルテル」では解決にならない。
- ◎**損税問題の解消** → 病院の医療機器、学校の建設費などが転嫁できず、
“被らされている”。このまま増税すると地方の病院は
経営難が深刻化する(詳細は補足Aを参照)。

※税額票方式は「インボイス方式」とも呼ばれている。「インボイス」は貿易用語でもあるため、非常に複雑との誤解があるが、EUでは書式指定はなく「税額欄のある請求書」で良い。(日本で「税額欄」の無い請求書はない)

→ 「税額票方式」に移行するべき

[参考]. 每日新聞の世論調査(2012年4月)

世論調査でも、「軽減税率」の必要性の認識が高まっています。

◎消費税の増税反対 --- 60%

◎軽減税率は必要 --- 79%

※1.このように、増税容認派の半数も、生活必需品への軽減税率の適用を要求している。

※2.産経新聞の4月末の世論調査でも、「軽減税率が必要」が82%。

※3.5月2日のTBSのNews23Xでも、軽減税率の必要性を報道。

※4.自民党の10%案では、「景気停止条項の明確化」、「軽減税率の導入」及び「税額票方式への移行」が明記されている。

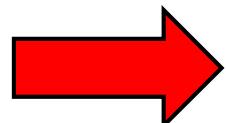
※5.野田政権が繰り返し引用する、平成21年度税制改正法の付則第104条の第3項第3号 には、「歳出面も合わせた視点に立って**複数税率の検討**等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討する」とある。

§ 5.「弱者に優しい消費税」のシステム監査の観点からの技術的検証 ～G8先進国で「均一税率で10%以上」は皆無～

§ 5.1. 複数税率・税額票方式を否定する人々の誤解(1/3)

弱者に優しい消費税(複数税率・税額票方式)を否定する人々の意見には次のようなものがあります。

(誤解1)"帳簿方式だから複数税率はできない。"



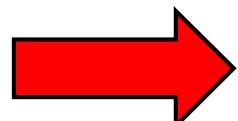
実は、消費税の導入当初は乗用車は6%であった。つまり、複数税率だった。
しかし、混乱は発生しなかった。
(出典:消費税法)

※実は、簡易課税制度においては、品目別の区分が必要であり、システム的には複数税率の場合と同様の操作が発生している。

(誤解2)"複数税率は手間がかかる。"

・G8先進国で「均一税率で10%以上」は皆無。
経済危機に揺れるスペイン、ギリシャでも複数税率。

(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)



・ロシア、中国、スイス、インド、ベトナム、インドネシア、トルコにおいても複数税率。
(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)

・現在レジの大半はバーコード方式なので、小売店においても大きな問題なし。

§ 5.1. 複数税率・税額票方式を否定する人々の誤解(2/3)

弱者に優しい消費税(複数税率・税額票方式)を否定する人々の意見には次のようなものがあります。

(誤解3)"税額票方式(請求書明示方式、インボイス方式)は煩雑だ。"

→ 韓国のように指定書式を使用すれば煩雑さもあるが、EU指令では記載事項要件のみが定められており、電子化も可能。

(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)

→ むしろ今年4月から施行された消費税法第30条の「課税売上割合の95%ルール」の廃止により、課税売上割合5億円超の企業では重大な「損税リスク」と事務負担の増大が発生している。(詳細は補足A.2を参照)

→ 現行の帳簿方式を維持することのほうが煩雑である。

※「インボイス」という用語が、我が国では貿易用語であるため、大きな誤解が広がっている。しかし、実際は「請求書方式」であり、幻の「売上税」では導入予定であった。

§ 5.1. 複数税率・税額票方式を否定する人々の誤解(3/3)

弱者に優しい消費税(複数税率・税額票方式)を否定する人々の意見には次のようなものがあります。

(誤解4)"税額票方式による計算は煩雑"

→ コンピューター会計の発達により、自動計算可能である。
※少なくとも、本則課税事業者ならば問題なし。

→ 「税額票方式」ならば、(納税額)=(仮受消費税)-(仮払消費税)で簡単に計算が可能。納税額は会計上の数値に一致する。

※むしろ「帳簿方式」のほうが納税額の計算は複雑。しかも、今年の4月からの「課税売上95%ルール」の廃止により、非常に煩雑な問題が発生している。

(誤解5)"複数税率・例外は不正と利権の温床"

→

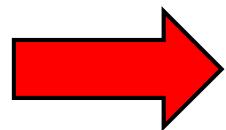
- 他の先進国では、国民の日常生活を守るために学識経験者も交えて慎重に検討・運用されている。
(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報)
- 還付こそ、「新たな不公平」と「利権の温床」。
- この論法で行くと、**産業育成のための「租税特別措置」の全否定である。**

§ 5.2. ファーストフードにおける「テイクアウト問題」

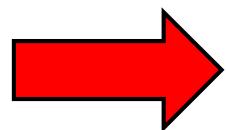
一部の複数税率反対派は、ファーストフードにおける「テイクアウト問題」を反対の論拠としています。

[問題]カナダの一部の州では、ファースト・フードで、その場で食べれば供食サービスとして課税、テイクアウトすれば非課税となる。近年では線引きが難しいため、個数で判断している。

(出典:JETRO 海外ビジネス情報 地域情報等)



これは制度設計の問題である。



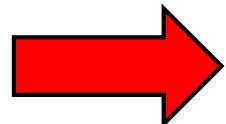
例えば、フランスでは、食料品と外食産業の税率は共に5.5%である。
従って、外食産業も5%据え置きとするべき。(アルコールは除く)

§ 5.3. 高級食材問題

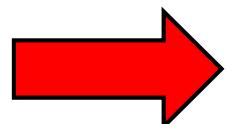
一部の複数税率反対派は、高級食材を取り上げ、高額所得者ほど恩恵が大きいと批判しています。

[問題]食料品・外食産業について5%据え置きとした場合、高級食材も5%となるため、逆進性の緩和効果が弱い。

(出典:閣法73号関係資料 平成24年5月 衆議院調査局)



これは1989年までの「飲食税」の復活で解決可能。



例えば、外食産業では1人当たり3000円を超えた部分について10%課税する。スーパー等の食品売り場では、単価3000円を超えるものについては、その超過額の10%を課税する。

※1個5000円のマスクメロンを半分に割って販売するとは考えにくい。

§ 5.4. 税額票方式による納税額の計算

「税額票方式」による納税額の計算は極めて簡単です。特に、「税抜経理」の場合、コンピューター会計を用いれば、リアルタイムに要納税額が把握できます。

〔例〕¥6,000で仕入した商品を¥10,000で販売した場合の納税額

「税抜経理」

仕入 6,000	買掛金 6,300	(納税額)
仮払消費税 300		$= (\text{仮受消費税}) - (\text{仮払消費税})$
		$= 500 - 300 = 200$
売掛金 10,500	売上 10,000	
	仮受消費税 500	

★実務上の納税額も(仮受消費税)－(仮払消費税)のみの計算で自動的に求められる。

§ 5.5. 帳簿方式による納税額の計算(1/4) 課税売上割合 と 課税仕入3分割

帳簿方式による納税額の計算は、課税売上5億円超の事業者にとっては、2012年4月以降、非常に煩雑になりました。

◎「帳簿方式」では、「課税売上割合」が重要

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上}}{\text{課税売上} + \text{非課税売上}}$$

※1.不課税は分母・分子ともに不算入

※2.受取配当は「不課税」、受取利息・個人からの家賃収入は「非課税」

※3.**有価証券のみ0.05を乗じて**
非課税売上に加算

◎「帳簿方式」では、控除額の計算において、次のように課税仕入を3分割する

課税仕入(A)→ 課税売上のみに関わるもの

課税仕入(B)→ 非課税売上/不課税売上のみに関わるもの

課税仕入(C)→ 両者に共通

※この「仕入」には、販売管理費・一般管理費、及び、固定資産の取得を含む。

※得意先の接待は「課税仕入(A)」、取引銀行の接待は「課税仕入(B)」、家賃・光熱費等は案分するか「課税仕入(C)」など、詳細な規定がある。

§ 5.5. 帳簿方式による納税額の計算(2/4) 控除額の計算方法

帳簿方式による場合、課税売上5億円超の場合は、課税売上割合が95%以上でも、支払った税額の一部が控除できなくなりました。

課税売上割合=cとする

課税仕入(A)=課税売上のみ → 支払税額をpとする

課税仕入(B)=非課税売上/不課税売上のみ → 支払税額をqとする

課税仕入(C)=両者に共通 → 支払税額をrとする

(1)個別対応方式

控除額=p + r × c

(2)一括比例配分方式

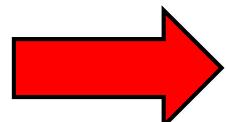
控除額=(p + q + r) × c

※課税売上が5億円以下で、cが0.95以上ならば、c=1として良い。(全額控除可能)

§ 5.5. 帳簿方式による納税額の計算(3/4)

控除額の計算において、「個別対応方式」と「一括比例配分方式」の差額はかなり大きなものです。

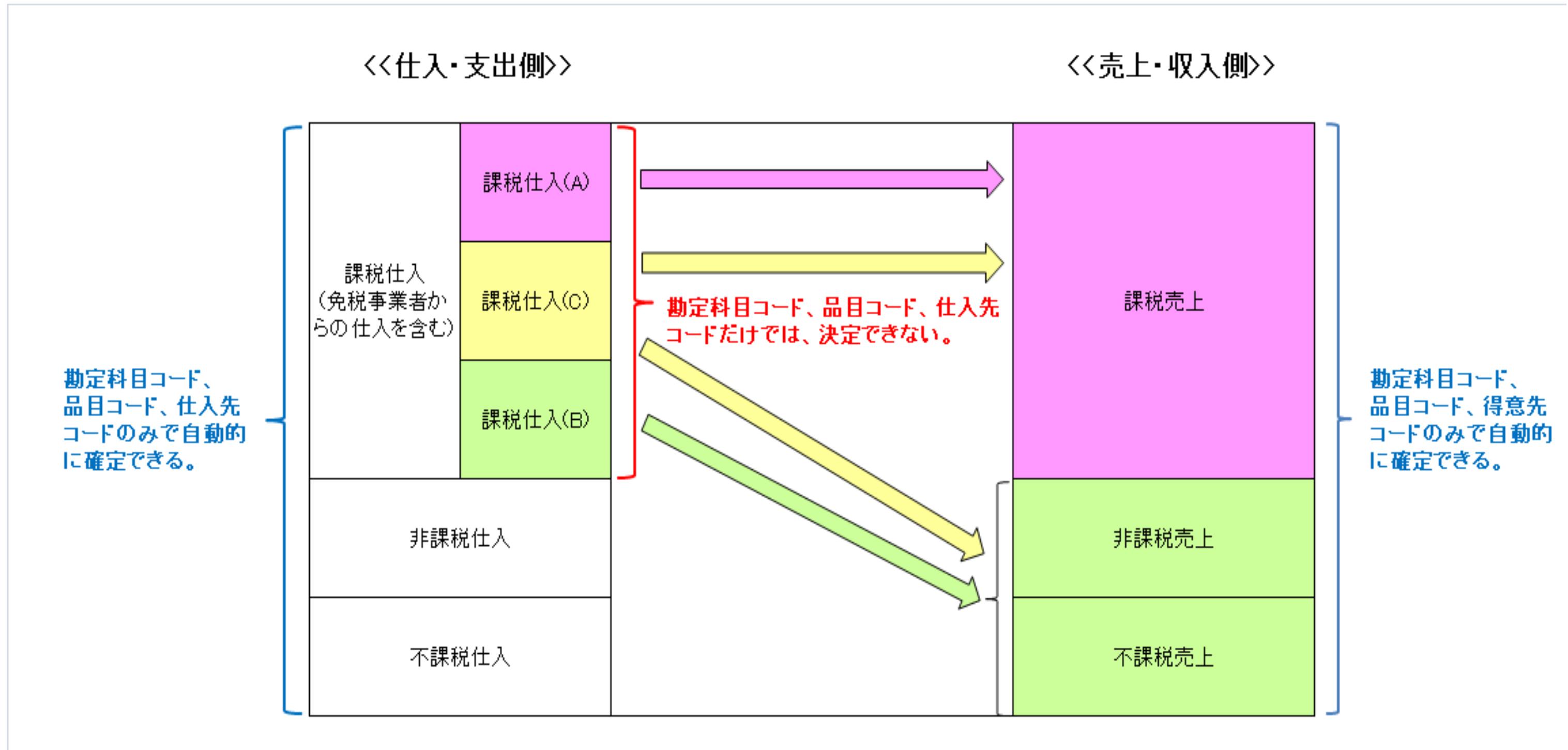
- ◎銀行からの受取利息は「非課税売上」となるので、課税売上割合=100%は 事実上あり得ない。
- ◎多くの場合、「個別対応方式」のほうが控除額が多くなり、納税額が少なくなる。
この差額は、企業によっては億単位になる。
- ◎「個別対応方式」の場合、100万円超の固定資産を目的適用した場合は、税額の調整が必要。
- ◎「一括比例配分方式」を選択すると、消極的選択も含めて、2年間固定されるため、多くの場合、「損税」が2年間固定される。(消費税法第30条第5項)



個別対応方式の計算は非常に煩雑であり、中規模以上の企業にとっては、「帳簿方式」の唯一のメリットである「簡便さ」は消滅。

§ 5.5. 帳簿方式による納税額の計算(4/4) <個別対応方式の煩雑な作業>

「個別対応方式」を選択する場合は、課税仕入の3分割を厳密に行う必要があります。



§ 5.6. 税込経理の問題

現在、消費者に対する表示については「総額表示」のみですが、経理上は「税抜経理」と「税込経理」が認められていますが、「税の透明性」の観点からは、少なくとも本則課税については「税抜経理」に一本化するべきです。

[例]¥6,000で仕入した商品を¥10,000で販売した場合の現行制度での仕訳

「税抜経理」

仕入 6,000	買掛金 6,300
仮払消費税 300	

「税込経理」

仕入 6,300	買掛金 6,300

売掛け金 10,500	売上 10,000
	仮受消費税 500

売掛け金 10,500	売上 10,500

※現在、本則課税事業者の大半が「税抜経理」である。なお、**国際会計基準(IFRS)では「税込経理」は禁止**である。★内税表示の廃止を意味しないことに注意★

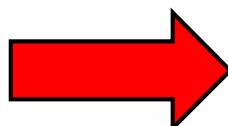
※一部には、「税込経理」が滞納の温床という見方もある。

§ 5.7. 簡易課税の問題

1989年の導入当初から、簡易課税には多くの問題点・疑問が指摘されてきました。現在、簡易課税の「みなし仕入」は次の通りです。

	該当する業種	みなし仕入率	備 考
第1種事業	卸売業	90%	
第2種事業	小売業	80%	食料品小売店における販売商品の加工については、「軽微な加工」とみなし、「製造業」とはみなさず、第2種事業とする。
第3種事業	農林水産業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・水道供給業	70%	
第4種事業	その他	60%	飲食業、金融保険業などが該当する。 ※自己が所有していた固定資産の売却はここに含める。
第5種事業	不動産業、運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50%	サービス業には、医療・福祉・教育などが該当する。

社員の給与が非課税であることを考えると、現実よりかなり高い比率(益税の温床)



税の公平性の観点から、簡易課税制度は縮小するべき。
→暫定的に「みなし仕入率」を第1種と第2種は70%に下げるべき。

§ 5.7. 結論 ~G8先進国で「均一税率で10%以上」は皆無~

消費税の増税は避けるべきですが、どうしても増税が不可避な場合は「弱者に優しい消費税」とするべきです。このことは、景気へのマイナス影響を低減する上でも効果的です。

【1】本来の趣旨「所得再配分」・「弱者保護」に従い、生活必需品は軽減税率/非課税で、贅沢品は重課税とする「複数税率」に移行する。

- ◎非課税を維持するべきもの → 個人の住宅の家賃、医療、学校教育、身障者用物品
- ◎軽減税率で5%を維持するべきもの
→ 食料品(国民の消費の約20%)及び外食産業、医薬品、公共交通機関及び高速料金、ライフライン(電気・ガス・水道・電話など)、住宅の取得、新聞及び書籍、学用品・塾、日常消耗品、育児用品・子供用品、介護用品、灯油・ガソリン

【2】税の公平性、脱税防止・透明性、弱者保護、病院・学校救済の観点から、「帳簿方式」から「税額票方式」に移行する。

【3】国際基準会計に合わせて、税込経理を廃止する。

【4】簡易課税制度を大幅に縮小するか、「みなし仕入率」を引き下げて 益税を解消する(これは税収増につながる)。

§ 補足A. 現行の消費税法の問題点

§ A.1. 病院などの医療機関における損税問題(1/2)

他のG8先進国には見られない「帳簿方式」のため、重大な損税問題が発生しています。

[設例1] A外科医院はCTスキャンを税抜1億円で購入した。この場合の控除対象消費税額を求めよ。A病院の課税売上割合は0%である。ただし、税抜経理を用いるものとする。

会計上の仕訳を示すと次のようになる。

機械装置	100,000,000	/ 現金預金	105,000,000
仮払消費税	5,000,000	/	(1.1)

控除対象消費税額 = 0 であるので、最終的には次の仕訳が発生する。

控除対象外消費税額	5,000,000	/ 未払消費税	5,000,000	(1.2)
-----------	-----------	---------	-----------	-------

→ 「控除対象外消費税額」は**営業外費用となる**。つまり、**病院が仮払消費税を回収できない**。これがいわゆる「損税問題」である

→ 経営の苦しい病院の経営を圧迫する重大な要因となっている。

→ 医療行為への課税や診療報酬の引き上げは国民負担の増大。**他のG8先進国のように「税額票方式」への移行により、税額控除(還付)可能にするべき。**

§ A.1. 病院などの医療機関における損税問題(2/2)

他のG8先進国には見られない「帳簿方式」のため、重大な損税問題が発生しています。

〔設例2〕 B動物医院はCTスキャンを税抜1億円で購入した。この場合の控除対象消費税額を求めよ。ただし、税抜経理を用いるものとする。

獣医の医療行為は課税売上になる。

会計上の仕訳を示すと次のようになる。

機械装置	100,000,000	/ 現金預金	105,000,000
仮払消費税	5,000,000	/	(1.3)

この5,000,000は控除対象となるので、つまり、「控除対象外消費税額」は発生しない。

→ つまり、動物病院は仮払消費税を回収できる。

→ 人間用のCTスキャンは「損税問題」を起こし、動物病院のCTスキャンは「損税問題」を起こさないという不条理

§ A.2. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (1/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

[設例3]C社は製造業を営んでいる。2013年3月期において、自動車の売上(税抜)は4,900,000,000であり、鉄道車両の売上(税抜)は4,700,000,000であり、個人向け不動産賃貸収入が100,000,000あった。また、受取利息が300,000,000、受取配当金が400,000,000であった。

固定資産の取得はなく、課税仕入(A)(税込)は4,200,000,000、課税仕入(B)(税込)は100,500,000、課税仕入(C)(税込)は2,100,000,000であり、全ての仕入先は課税事業者であった。

この場合について、以下の問い合わせよ。

- (1)課税売上を求め、区分経理の要否を判定せよ。
- (2)区分経理で「個別対応方式」(法第30条第2項第1号)による場合の納税額を求めよ。
- (3)区分経理で「一括比例配分方式」(法第30条第2項第2号)による場合の納税額を求めよ。
- (4)EUのVATのような「税額票方式」における納税額を求めよ。
- (5)(2)～(4)の場合、納税額の大小を示せ。

なお、全ての取引は国内取引であり、C社は税抜経理を採用している。また、簡単のため、地方消費税は(国税の)消費税に含めて考えるものとする。

§ A.2.課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (2/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

※課税売上割合が95%以上の企業の場合、一般に、課税仕入(B)は非常に少額であり、ゼロになることもある。逆に医療法人では、CTスキャンなど課税仕入(B)の額が大きな問題となっている。

(1)まず、各種の売上及び収入の判定を行う。

- ・機械の売上4,900,000,000 → 課税
- ・自動車の売上4,700,000,000 → 課税
- ・個人向け不動産賃貸収入100,000,000 → 非課税
- ・受取利息300,000,000 → 非課税
- ・受取配当金400,000,000 → 不課税

よって、

$$\text{課税売上高(税抜)} = 9,600,000,000 = \text{(課税標準)} \quad (2.1)$$

$$\text{非課税売上高} = 400,000,000 \quad (2.2)$$

$$(\text{課税売上割合}) = 9,600,000,000 / (9,600,000,000 + 400,000,000) = 0.96 \quad (2.3)$$

従って、課税売上割合は96%であるが、(A.2.1)より課税売上高(税抜)が5億円を超えるので区分経理が必要。

§ A.2. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (3/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

$$(2) \text{ (課税標準に関する消費税額)} = 9,600,000,000 \times 0.05 = 480,000,000 \quad (2.4)$$

課税仕入(A)、課税仕入(B)、課税仕入(C)に対する仕入税額をそれぞれa,b,cとすると、次のようになる。

$$a = 4,200,000,000 \times 5/105 = 200,000,000 \quad (2.5)$$

$$b = 105,000,000 \times 5/105 = 5,000,000 \quad (2.6)$$

$$c = 2,100,000,000 \times 5/105 = 100,000,000 \quad (2.7)$$

よって、「個別対応方式」による場合の控除対象仕入税額は次のようになる。

$$\text{(控除対象仕入税額)} = 200,000,000 + 100,000,000 \times 0.96 = 296,000,000 \quad (2.8)$$

従って、納税額は次のようになる。

$$\text{(納税額)} = 480,000,000 - 296,000,000 = 184,000,000 \quad (2.9)$$

§ A.2. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (4/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

(3) **比例一括配分方式**の場合、控除対象仕入税額は

(控除対象仕入税額)

$$= (200,000,000 + 5,000,000 + 100,000,000) \times 0.96 = 292,800,000 \quad (2.10)$$

従って、納税額は次のようになる。

$$(納税額) = 480,000,000 - 292,800,000 = \mathbf{187,200,000} \quad (2.11)$$

※(2.11)と(2.9)の差額は3,200,000もある。つまり、課税売上高が96億円の場合でも320万円の差異が生じている。仮に、課税売上高が9600億円の大企業の場合、その差額は3億2000万円に上る。これは企業経営者にとって、無視できるような差額ではない。

§ A.2. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (5/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

(4)「税額票方式」の場合は、(2.5)～(2.7)が課税事業者からの仕入である場合は、全額控除が可能である。従って、

$$\begin{aligned} (\text{控除対象仕入税額}) &= 200,000,000 + 5,000,000 + 100,000,000 \\ &= 305,000,000 \end{aligned} \tag{2.12}$$

従って、納税額は次のようになる。

$$(\text{納税額}) = 480,000,000 - 305,000,000 = 175,000,000 \tag{2.13}$$

※(2.13)と(2.11)の差額は12,200,000に拡大する。つまり、課税売上高が96億円の場合でも1220万円の差異が生じている。仮に、課税売上高が9600億円の巨大企業の場合、その差額は12億2000万円に上る。これは企業経営者にとって、深刻な問題であると思われる。

(5)納税額の大小は
(比例一括配分) > (個別対応) > (税額票方式) (2.14)

§ A.2. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (6/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

※「個別対応」と「比例一括配分」のいわゆる「有利選択」については、次の通り。
課税売上割合をkとする。

$$(個別対応方式における控除額) = a + c \times k \quad (2.15)$$

$$(比例一括配分方式における控除額) = (a + b + c) \times k \quad (2.16)$$

個別対応方式が有利

$$\Leftrightarrow a + c \times k > (a + b + c) \times k$$

$$\Leftrightarrow a > (a + b) \times k$$

$$\Leftrightarrow a \times (1 - k) > b \times k \quad (2.17)$$

§ A.2. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (7/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

個別対応方式が有利

$$\Leftrightarrow a \times (1-k) > b \times k$$

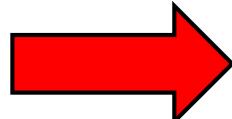
$$\cdot k=0.95 \cdots a > 19b \quad (2.18)$$

$$\cdot k=0.90 \cdots a > 9b \quad (2.19)$$

$$\cdot k=0.85 \cdots a > 5.667b \quad (2.20)$$

$$\cdot k=0.80 \cdots a > 4b \quad (2.21)$$

学校法人、医療法人等を除き、「**非課税売上のみに**関わる課税仕入」は非常に限定的であり、ゼロになることもあり得る。この不等式は成立する場合が多い。
従って、多くの場合「個別対応方式」が有利。



しかし「個別対応方式」を選択するためには、**伝票単位の区分経理が必要**であり、これは事務負担が非常に大きい。

不備があれば、必然的に「比例一括配分方式」となる ⇒ **損税の2年間確定へ**

§ A.2. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 (8/8)

2012年4月から、「課税売上割合95%ルール」が廃止されたため、経理の現場では運用上重大な負担が発生しています。

○この影響力のある改正が行われた法律

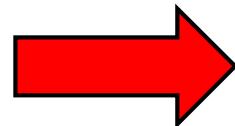
=「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(2011年6月22日成立。6月30日公布)

○改正法の条文

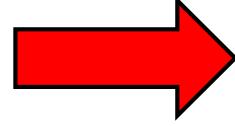
=消費税法第30条第2項に「課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における」を追加する。

※1. 僅か28文字を追加しただけであるが、影響は重大であった。

※2. まさに、霞が関文学である。ただし、これに関する「益税」は1兆円弱とも言われており、税の公平性の観点からは理解できる面もある。



しかし「帳簿方式」の唯一の利点である「簡便さ」は事実上消滅した。



2年目も損税が発生するとなると、株主代表訴訟のリスクが懸念される。

§ A.3. 課税売上割合95%ルールの廃止による問題 の解消方法

課税売上95%ルールの廃止による「損税の2年間固定リスク」は大きな問題となっています。従って、早急にこの問題を解決する必要があります。この問題の解決には次の2つの方法があります。

[1]税額票方式に移行する(根本的解決)

[2]消費税法第30条第5項の改正(暫定的解決)

【現行】5 第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することは、できないものとする。

【改正案】第5項に以下の語句を追加する

但し、当該方法により計算することとした課税期間における課税売上割合が百分の 九十五以上である場合はこの限りではない。

§ 補足B. システム監査の観点から見た景気対策・雇用対策の具体例

～規制緩和は万能の景気対策ではない～

§ B.1.最近のシステム開発の動向

2003年の税制改革により、「プログラム準備金」が廃止された結果、システム開発の現場ではこれまで厚遇されていた「高度情報処理試験」の有資格者が冷遇され、"悪貨が良貨を駆逐する"ような状況が発生しています。

◎近年、システムに起因するトラブル・訴訟が頻発している。

◎ソフトウェアに製造物責任法が適用されないため、プログラムのバグのために財務諸表に誤謬が発生しても、罰する法律がない。

➡ 「価格競争」が優先され、我が国の国際競争力の向上の妨げとなっている。

➡ ・韓国・台湾では、システム監査が法制化されている。
・ドイツ、フランスではソフトウェアはDVDのコンテンツと同様の扱いで、「製造物責任法」の対象となっている。

§ B.2.今やるべきこと(1/6)

我が国の国際競争力の向上のため、治安の改善のため、次のような施策をとるべきです。

①会社法を改正し、「システム監査人」を「会計監査人」と同等の立場におく。

※「システム監査人」は、「システム監査技術者」や「公認システム監査人」などの有資格者に限定する。

(取締役会等の設置義務等)

第327条 ---- 第6項を追加

6. 委員会設置会社は、システム監査人を置かなければならない

(大会社における監査役会等の設置義務)

第328条 ---- 第3項及び第4項を追加

3. 大会社(委員会設置会社を除く。)は、システム監査人を置かなければならない。

4. 公開会社でない大会社は、システム監査人を置かなければならない。

(システム監査人の資格等)

第338条の2

システム監査人は、システム監査技術者その他政令で定める者でなければならない

※現在、我が国の「システム監査基準」が、ISO化する作業が進められている。

ISO/IEC 30120 “IT Audit”として認証される見込みである。

§ B.2.今やるべきこと(2/6)

我が国の国際競争力の向上のため、治安の改善のため、次のような施策をとるべきです。

②一定規模以上のシステムのユーザに対して、システム監査を法律で義務付ける。

③電気通信事業法第45条を厳格適用し、プロバイダーに「電気通信主任技術者」の設置を義務付ける。

(電気通信主任技術者)

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

§ B.2.今やるべきこと(3/6)

我が国の国際競争力の向上のため、治安の改善のため、次のような施策をとるべきです。

- ④製造物責任法第2条を改正し、「製造物」の定義に「ソフトウェア」を加える。

【現行】 第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき**安全性**を欠いていることをいう。

この結果、単独で取引される「ソフトウェア」は「無体物」であるため当然「動産」ではなく対象外。〔※個別開発の場合は仕様書があり「瑕疵担保責任」が使えるが、市販ソフトについては対象外。〕

従って、ソフトウェア瑕疵に起因する損害の賠償は民法によるしかない。

- ・民法415条(債務不履行)は「不履行」についてユーザ側に立証責任
- ・民法709条(不法行為)は「故意又は過失」についてユーザ側に立証責任

組込系ソフトの場合はハード側に適用されるために一定の歯止めが掛かるが、
第2項の「安全性」のため、一部適用除外となる。

§ B.2.今やるべきこと(4/6)

我が国の国際競争力の向上のため、治安の改善のため、次のような施策をとるべきです。

【改正案】第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産**及び**コンピュータプログラムをいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき**安全性または正確性**を欠いていることをいう。

⑤租税特別措置法を改正し、「プログラム準備金」を復活する。
「高度情報処理試験」有資格者を優遇し、品質向上に努める。

→ 2003年までの「プログラム準備金」の積立額は、(税引前純利益ではなく)売上の10%まで、損金算入できるという強力な税制優遇制度。我が国のIT産業の育成に貢献した。

⑥研究開発費の資産計上を復活する。2006年の制度改正で、**IFRSコンバージェンスに逆行して一律費用処理**となった。しかしIFRS、米国基準、中国基準ともに資産計上)

→ 製造業・製薬業は困っている。我が国の産業の競争力強化のため、ASBJ(企業会計基準委員会)は直ちに是正すべき

§ B.2.今やるべきこと(5/6)

我が国の国際競争力の向上のため、治安の改善のため、次のような施策をとるべきです。

⑦福島第一原発の事故を契機に、発送電分離が議論されている。「発電」の参入の自由化だけでなく、「送電・配電」の参入も自由化する。

一部の地域では、電力会社が通信事業に参入している。

➡ この逆パターンもあってよい。

➡ NTT東・NTT西の電柱の一部は、技術的に送電に活用できる。
⇒AC200V(3相)、AC6600V(3相)など、特別高圧でなければ、難しくないと思われる。

※**鉄道会社、高速道路**も実は参入可能。

⇒50Hz/60Hz問題についてであるが、実は、東海道新幹線の東京駅～富士川の区間は50Hz地域にありながら、60Hzに変換して使用している。

⇒**鉄道会社が周波数変換の技術をもっていることは、注目に値する。**

※北九州市では、新日鉄が電柱を建てて、配電を行っている。

§ B.2.今やるべきこと(6/6)

我が国の国際競争力の向上のため、治安の改善のため、次のような施策をとるべきです。

⑧利根川水系のホルム・アルデヒド事件などの再発を防ぐために、河川の各地にセンサーを設置し、国民の健康を守る。

- 2006年に導入された「廃棄物データシート(WDSシート)」の義務化、及び、廃棄物マニフェスト制度の事業系一般廃棄物への拡大も有効な手段である。
- 製造業に対する2011年11月にISO14051として国際規格となった「マテリアル・フロー・コスト会計」の法制化も環境対策の決め手の1つとなりうる。

⑨ゴルフ場に対して、総面積の1%以上にソーラー・パネルの設置を義務付けるとともに、配電事業への参入を進める。

- 災害発生時の避難拠点・防災拠点として活用が可能。

⑩関越自動車道のバス事故を受けて、バス・タクシーにおける衝突防止装置の設置を義務化する。

§ C.1. 選挙に関するコスト削減の提案

システム監査の立場から考えると、公職の選挙のプロセスにおいても、多額の無駄が発生していると言えます。節税の観点からも、検討の価値はあると思います。

選挙期間初日のポスター貼りにし、大量の人員の動員が必要となっており、大きな負担となっている。特に、選挙区の広い参議院選挙では顕著である。

- 2010年に成立し掛かった「ネット選挙の解禁」を実施し、掲示板そのものを大幅に減少させる。
- 【改正案】各陣営は事前説明会までに、ポスターの電子ファイルを選管に提出し、選管が印刷し、選管がポスター貼付するかポスター添付済みの掲示板を設置する。

法定ビラに対する「証紙貼り」には、大量の人員の動員が必要となっており、大きな負担となっている。

- 【改正案】各陣営は事前説明会までに、法定ビラの電子ファイルを選管に提出し、選管が指定枚数を印刷し、立候補届出時に各陣営に引き渡す。

公職選挙法は時代遅れの部分がある。

- 【改正案】「茶菓」などの用語の修正、「提灯」など現在は殆ど使用されない規定の廃止など、時代に合ったものに見直す。

消費税の増税は避けるべきですが、どうしても増税が不可避な場合は「弱者に優しい消費税」とするべきです。このことは、景気へのマイナス影響を低減する上でも効果的です。

【1】本来の趣旨「所得再配分」・「弱者保護」に従い、**生活必需品は軽減税率/非課税で、贅沢品は重課税とする「複数税率」に移行する。**

【2】税の公平性、脱税防止・透明性、弱者保護、病院・学校救済の観点から、「帳簿方式」から「税額票方式」に移行する。

【3】国際基準会計に合わせて、税込経理を廃止する。

【4】簡易課税制度を大幅に縮小するか、「みなし仕入率」を引き下げて 益税を解消する。

★お米と宝石・毛皮が同じ税率というのは、市民感覚としては異常★

★包括的間接税の本来の趣旨に従い、生活必需品は軽減税率/非課税で、贅沢品は重課税とする「複数税率」が正しい。

◎非課税を維持するべきもの → 個人の住宅の家賃、医療、学校教育、身障者用物品

◎軽減税率で5%を維持するべきもの

→食料品(国民の消費の約20%)及び外食産業、医薬品、公共交通機関及び高速料金、
ライフライン(電気・ガス・水道・電話など)、住宅の取得、新聞及び書籍、
学用品・塾、日常消耗品、育児用品・子供用品、介護用品、灯油・ガソリン

弱者保護

◎非課税の維持に疑問が残るもの → 土地の売買、有価証券(株式・社債)の売買
(※相続税法における小規模宅地の特例に該当する面積以下の土地は除く)

◎標準税率よりも割増重課税するべきもの

→・鉄道のグリーン/グラン・クラス車及び個室

・航空機のファースト・クラス

・宝石、毛皮、高級時計、高級外車、書画・骨董・美術品

所得再分配